

◎新潟県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成30年6月10日執行の新潟県知事選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、白色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

平成30年5月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<p>候補者氏名</p>	<p>平成三十年六月十日執行 新潟県知事選挙投票</p>
<p> </p>	<p>○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
<p> </p>	<p>印</p>